

## 新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

[3. 各重点施策の推進にあたって取り組むべき課題、留意すべき点は何か]について2件

### 【1】憲法に定める「通信の秘密」

現在、世界の大部分の国々において通信傍受(特に国境をまたぐ場合は特に)は常識です。

その意味で、日本は特異的な国です。「秘密」とは公的機関による公表、漏洩を避けるべきであるとするべきなのですが、世評ではそのようには理解されていません。

クラウドの設置場所が日本国外である場合、特に、国・地方公共団体等は憲法に配慮し、特段の措置が必要だと考えます(禁止すべき)。

逆に、このような特殊性に配慮すれば、「通信の秘密」をアピールしクラウドの誘致を促進できるのではないか。

技術的問題としてのセキュリティのみ先行して議論されるが、「法」等について積極的に制約などを明示すべき。

### 【2】電子人格の法的検討、整備

法人格、自然人格としての人について法律上の権利義務が規定される。「国籍」は憲法ではなく法が規定している。

電子人格(仮称)につて、自然人格(つまり日本人としての私達)同様の権能の法整備をするべきだと考える。

電子的な私書箱と言った中途半端な形ではなく、能動的な「人格」として機能する電子的な装置・システムがあってもいい。

国民の権利(年金受給権や就学など)が自動的に手続き等がされ、また、義務では、所得等の自動的な捕捉により、申告せずに納税準備が行われるように出来るようにすべき。

特に、納税では、中小企業等における所得税等の経理事務をクラウド側に移行できる。公的クラウドでの処理が可能となれば、国税とあまり変わらない徴税タイミングへの移行が可能となる。(現行は前年度所得での課税。定年退職者は、収入が無くなった後、前年の住民税を納める)

現在の案は、現行の改善的案となっていて、単に手作業の電子化に過ぎない。システム負荷が大きく国全体のコスト削減にならない。

以上